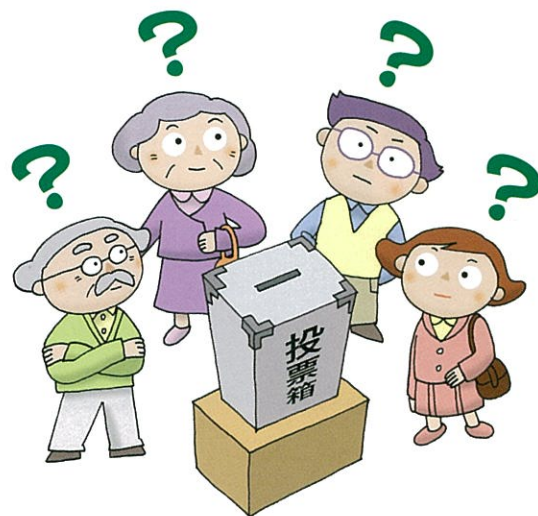


「憲法改正国民投票」 って何だろう？

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。

憲法改正国民投票とは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするものであり、そのための具体的な手続が「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」に定められています。

憲法改正国民投票法は、平成19年5月18日に公布、平成22年5月18日から施行されていますが、その一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布・施行されました。この改正により投票日が施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にある国民投票においては、投票権年齢が満18歳以上に引き下げられることになりました。



●国民投票の主な流れは？

①憲法改正の国民への提案

国会議員により憲法改正案の原案が提案され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付されます。

両院それぞれの本会議にて3分の2以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされます。

②国民の承認

憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合は、国民の承認があったものとなります。

※憲法を改正するところが複数ある場合、憲法改正案は、内容において関連する事項ごとに提案され、それぞれの改正案ごとに一人一票を投じることとなります。

●誰が投票できるの？

国民投票の投票権は、投票日が平成30年6月20日までにある国民投票においては、満20歳以上の日本国民が有することとされていますが、投票日が平成30年6月21日以後にある国民投票においては、満18歳以上の日本国民が投票権を有することになります。



●海外に住んでいるけど投票できるの？

海外にお住まいの方も、国政選挙と同様、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」が可能です。

これらの投票を行うためには、在外投票人名簿への登録が必要になりますが、登録基準日（国民投票期日の50日前）において、在外選挙人名簿に登録されている方は、特段の手続なく在外投票人名簿に登録され、所持する在外選挙人証を提示することで投票できます。

※登録基準日に在外選挙人名簿に登録されていない方は、国民投票期日の告示日以降一定期間内にお住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口において、在外投票人名簿への登録申請をしていただく必要があります。

